

第 1 章

港 湾 管 理 者 等 の 各 種 料 金

(条例につきましては、令和3年9月1日施行までのものを掲載しております。)

1. 川崎市港湾施設使用料等

(川崎市港湾施設条例・川崎市手数料条例)

令和3年4月1日施行

(1) 係船岸壁、棧橋及び物揚場使用料

ア 船舶（はしけを除く）

(ア) 係留12時間まで

総トン数1トンまでごとに 10円05銭

(イ) (ア) を超える係留時間

総トン数1トンまでごとに、係留12時間までごとに
..... 6円70銭

イ 貨物

はしけへ船積みする場合又ははしけから陸揚げする場合 貨物1トンまでごとに
..... 13円40銭

(2) 小型油槽船係留施設使用料

1月総トン数1トンまでごとに 84円

ただし、1日を単位として利用する場合は、総トン数1トンまでごとに 3円

(3) 上屋使用料 ※ 消費税相当分として100分の110を乗じて得た額を使用料とする。

ア 初日から15日まで

1日1平方メートルまでごとに 1級上屋 17円

..... 2級上屋 16円

イ 16日から30日まで

1日1平方メートルまでごとに 1級上屋 34円

..... 2級上屋 32円

ウ 31日以後

1日1平方メートルまでごとに 1級上屋 68円

..... 2級上屋 64円

(4) 倉庫用地使用料

1月1平方メートルまでごとに 170円

(5) 荷さばき地使用料

ア 一般利用

(ア) 初日から15日まで

1日1平方メートルまでごとに 1級荷さばき地 9円

..... 2級荷さばき地 6円

(イ) 16日以後

1日1平方メートルまでごとに 1級荷さばき地 18円

..... 2級荷さばき地 12円

イ 専用利用

1月1平方メートルまでごとに 1級荷さばき地 270円

..... 2級荷さばき地 180円

(6) ふ頭用地使用料

種 別		使 用 料	
		単 位	金 額
電 柱	第1種電柱	1本1月までごとに	280円
	第2種電柱		430円
	第3種電柱		580円
電 話 柱	第1種電話柱	1本1月までごとに	250円
	第2種電話柱		400円
	第3種電話柱		550円
その他の柱類		1本1月までごとに	25円
共架電線	電柱に共架する場合	共架柱 1本1月までごとに	280円
	電話柱に共架する場合		310円
公衆電話所		1個1月までごとに	500円
郵便差出箱及び信書便差出箱		1個1月までごとに	210円
送 電 塔		1月1平方メートルまでごとに	500円
特別高圧架空送電線		1月1メートルまでごとに	9円
地下埋設物	埋設管その他 これに類するもの	1月1メートルまでごとに	外径0.07メートル未満のもの
			20円
			外径0.07メートル以上 0.1メートル未満のもの
			28円
			外径0.1メートル以上 0.15メートル未満のもの
			42円
			外径0.15メートル以上 0.2メートル未満のもの
			56円
			外径0.2メートル以上 0.3メートル未満のもの
			85円
外径0.3メートル以上 0.4メートル未満のもの			
110円			
外径0.4メートル以上 0.7メートル未満のもの			
140円			
外径0.7メートル以上 1メートル未満のもの			
230円			
外径1メートル以上のもの			
480円			
その他のもの		1月1平方メートルまでごとに	480円

(つづき) 種 別			使 用 料	
			単 位	金 額
架空 工 作 物	架空管その他 これに類するもの	外径0.4メートル未満 のもの	1月1メートルまでごとに	230円
		外径0.4メートル以上 のもの		560円
	支 持 物		1月1平方メートルまでごとに	560円
	その他のもの			560円
鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による 鉄道及び用地横断工作物			1月1平方メートルまでごとに	500円
広告塔及び看板類			1月1平方メートルまでごとに	890円
工事のための一時作業所又は工事用材料置場			1月1平方メートルまでごとに	170円
港湾貨物の一時置場			1月1平方メートルまでごとに	120円
事務所及びその附帯施設			1月1平方メートルまでごとに	290円
その他のもの			前各項類似の項目に準じて市長が定める。	

(7) 船舶に対する給水に係る使用料または手数料

ア 自動給水器（船舶給水設備使用料）

1立方メートルにつき …………… 400円

イ 岸壁給水器（船舶給水設備使用料）及び運搬給水（船舶に対する運搬給水手数料）

（ア）給水量が30立方メートル以下である場合 …………… 25,560円

（イ）給水量が30立方メートルを超える場合

25,560円に30立方メートルを超える分につき1立方メートルまでごとに
852円を加えた額

(8) 事務所附帯施設使用料 ※ 消費税相当分として100分の110を乗じて得た額を使用料とする。

ア 荷役機械置場

1月1平方メートルまでごとに …………… 350円

イ シャーシー置場

1月1区画 …………… 10,000円

(9) 船客待合所使用料

1月1平方メートルまでごとに …………… 500円

(10) 港湾環境整備施設使用料

種 別		単 位	金 額	
行商、募金その他これらに類する行為		1日	1,000円	
業として行う写真の撮影その他これに類する行為		1日	5,000円	
業として行う映画の撮影その他これに類する行為		1日	10,000円	
興行		1日1平方メートルまでごとに	10円	
港湾環境整備施設の全部又は一部を独占して行う競技会、集会その他これらに類する催し		1日1,000平方メートルまでごとに	2時間未満	250円
			2時間以上 4時間未満	500円
			4時間以上 8時間未満	1,000円
			8時間以上	1,500円
港湾環境整備施設の全部又は一部を独占して行う展示会その他これに類する催し		1日1,000平方メートルまでごとに	4時間未満	1,250円
			4時間以上 8時間未満	2,500円
			8時間以上	3,750円
駐車場	普通自動車	1日1台1回	3時間未満	200円
			3時間以上 5時間未満	400円
			5時間以上 8時間未満	600円
			8時間以上	800円
	大型自動車	1日1台1回	3時間未満	400円
			3時間以上 5時間未満	800円
			5時間以上 8時間未満	1,200円
			8時間以上	1,600円
照明施設		1基1回1時間までごとに	1,500円	
バーベキュー施設	かまどなし	1箇所1回	500円	
	かまど付き	1箇所1回	1,000円	

備考

- ア 普通自動車及び大型自動車とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車（2輪のものを除く。）のうち、それぞれ規則で定める大きさ（※1）のものをいう。
- イ バーベキュー施設の1回の利用時間（※2）は、規則で定める。
- ウ バーベキュー施設を土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に利用する場合の使用料の額は、規定使用料の2割増相当額とする。
- ※1 普通自動車 幅2.1メートル未満かつ長さ5.4メートル未満
大型自動車 幅2.1メートル以上又は長さ5.4メートル以上
- ※2 バーベキュー施設の1回の利用時間
9月～6月 10時～16時
7月及び8月 10時～15時又は16時～20時の2部制。

(11) 駐車施設使用料

種 別		単 位	金 額
一般利用	普通自動車	1日1台1回	600円
	大型自動車	1日1台1回	1,200円
定期利用 (普通自動車に限る。)		1月1台	5,000円

備考 普通自動車及び大型自動車の区分は、(10) 港湾環境整備施設使用料の区分と同じ

2. 川崎臨港倉庫埠頭株式会社の料金

川崎臨港倉庫埠頭株式会社 TEL 044(589)5919

平成26年4月1日施行

(1) 川崎港コンテナターミナル係船岸壁利用料

ア 船舶

(ア) 係留12時間まで

総トン数1トンまでごとに 10円05銭

(イ) (ア)を超える係留時間

総トン数1トンまでごとに、係留12時間までごとに
..... 6円70銭

イ 貨物

はしけへ船積みする場合又ははしけから陸揚げする場合 貨物1トンまでごとに
..... 13円40銭

※1 トン数で1トン未満の端数は、その端数トン数を切り上げる。

※2 利用料の計算で円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てる。

※3 内航船舶の場合は、上記により算出して得た額に100分の110を乗じて得た額とし、円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てる。

(2) 軌道走行式荷役機械利用料 ※ 消費税相当分として100分の110を乗じて得た額を利用料とする。

ア ガントリークレーン

1台30分までごとに 43,500円

イ トランスファークレーン

1台30分までごとに 2,800円

(3) 電気施設利用料 ※ 消費税相当分として100分の110を乗じて得た額を利用料とする。

ア 冷凍用コンセント

1個1時間までごとに 70円

イ 動力用コンセント

1個1時間までごとに 223円

3. 川崎市入港料

(川崎市入港料条例)

平成12年4月1日施行

第3条 入港料は、入港した船舶の運航者から徴収する。

2 入港料の額は、入港1回につき総トン数1トンまでごとに2円70銭とする。

ただし、本邦の港と本邦以外の地域の港を往来する船舶以外の船舶は2分の1を減じた額とする。

3 入港回数が1日2回以上となった船舶に係る入港回数は、1回とする。

4 入港回数が1月11回(入港回数が1日2回以上ある場合は、1回として計算する。)以上となった船舶に係る入港回数は、10回とする。

4. 港湾区域内の水域の占用料及び土砂採取料

(川崎港港湾区域内の水域の占用料及び土砂採取料徴収条例)

平成12年4月1日施行

1 港湾区域内の水域の占用料

占用の目的	料金(1月1平方メートルまでごとに)
架空横過電線	月額 10円
係留施設その他の工作等	月額 47円

2 土砂採取料

1 立方メートルまでごとに 190円

5. 海岸保全区域占用料

(川崎市海岸保全区域占用料徴収条例)

平成12年4月1日施行

占用の目的	単位	占用料
係留施設、橋りょう、荷役機械 その他これらに類するもの	1月1平方メートルまでごとに	150円
地下埋設管及び架空管 その他これらに類するもの	1月1メートルまでごとに	170円
作業場、塀 その他これらに類する工作物	1月1平方メートルまでごとに	65円
電柱(支柱及び支線柱を含む。) その他これに類するもの	1月1本につき	120円
広告物その他これに類するもの	1月1平方メートルまでごとに	220円
その他のもの	前各項類似の項目に準じて市長が定める	

6. 港湾厚生施設等利用料金

(川崎市港湾振興会館条例)

平成22年8月1日施行

(1) 川崎市港湾振興会館施設利用料金

ア 港湾事務室利用料金

単 位	金 額
1月1平方メートルまでごとに	3,000円

イ 会議室及び研修室利用料金

種 別	金 額					
	午 前	午 後	夜 間	全 日		
	9時～12時	1時～5時	6時～9時	9時～9時		
会 議 室	第1会議室	16,800円	26,600円	26,600円	70,000円	
	第2会議室	800円	1,200円	1,200円	3,200円	
	第3会議室	800円	1,200円	1,200円	3,200円	
	第4会議室	800円	1,200円	1,200円	3,200円	
	第5会議室	3,400円	5,300円	5,300円	14,000円	
	第6会議室	3,400円	5,300円	5,300円	14,000円	
	第7会議室	4,600円	7,200円	7,200円	19,000円	
	和室	1,200円	1,800円	1,800円	4,800円	
研	区画しない場合	3,000円	5,000円	5,000円	13,000円	
修 室	区画する 場合	第1研修室	1,500円	2,500円	2,500円	6,500円
		第2研修室	1,500円	2,500円	2,500円	6,500円

- 備考 1 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に利用する場合の利用料の額は、規定利用料の2割増相当額とする。
- 2 午前、午後又は夜間の利用時間の区分を超えて利用する場合の利用料の額は、その超えて利用する時間1時間(30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。)につき、その直前の利用時間の区分における規定利用料(前項の規定を適用する場合は、同項の規定により算出して得た額)の1時間当たりの額の2割増相当額(10円未満の端数は、切り捨てる。)とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の利用料は、無料とする。

ウ 体育室利用料

(1) 専用利用

区 分		金 額				
		午 前	午 後	夜 間	全 日	
		9時～12時	0時30分～ 4時30分	5時～9時	9時～9時	
営利を 目的と しない 場合	アマチュアスポーツに 利用する場合	3,000円	4,500円	7,500円	15,000円	
	その他 の利用 の場合	対価の支払を 受けないで催 しを行う場合	6,000円	9,000円	15,000円	30,000円
		対価の支払を 受けて催しを 行う場合	12,000円	18,000円	30,000円	60,000円
営利を目的とする場合		30,000円	45,000円	75,000円	150,000円	

備考 1 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日に利用する場合の利用料の額は、規定利用料の2割増相当額とする。

2 午前、午後又は夜間の利用時間の区分を超えて利用する場合の利用料の額は、その超えて利用する時間1時間（30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。）につき、その直前の利用時間の区分における規定利用料（前項の規定を適用する場合は、同項の規定により算出して得た額）の1時間当たりの額の2割増相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の利用料は、無料とする。

(2) 個人利用

区 分	金 額	
	昼 間	夜 間
	9時～4時	5時～9時
15歳以上の者(中学生を除く。)	200円	200円
15歳未満の者(学齢に達しない者を除く。)及び15歳以上の中学生	100円	100円

備考 中学生とは、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の中学部を含む。）に在学する者をいう。

エ 展望室入場料

区 分	金 額	
	個 人	団体(30人以上をいう。)
15歳以上の者(中学生を除く。)	300円	1人につき 270円
15歳未満の者(学齢に達しない者を除く。)及び15歳以上の中学生	150円	1人につき 130円

備考 中学生とは、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の中学部を含む。）に在学する者をいう。

※ 指定管理者の設定料金により、上記展望室入場料は無料。

オ テニスコート及び照明施設利用料

種 別	単 位	金 額
テニスコート	1面1回（1時間以内）	600円
テニスコート照明施設	1面1回（1時間以内）	800円

カ ビーチバレー場及び照明施設利用料

種 別	単 位	金 額
ビーチバレー場	1面1回（1時間以内）	600円
ビーチバレー場照明施設	1面1回（1時間以内）	800円

備考 1 入場料を徴収する場合の利用料の額は、規定利用料の4倍に相当する額とする。

2 川崎市港湾振興会館条例（平成3年川崎市条例第34号）第7条ただし書の規定により同条の表に定める利用時間の変更がされた場合で当該変更に係る時間（午後9時から午前9時までの時間に限る。）に利用するときの利用料の額は、規定利用料（前項の規定を適用する場合は、同項の規定により算出して得た額）の2割増相当額とする。

キ 駐車場利用料

種 別	区 分		金 額
普通自動車駐車料	1日1台1回	1時間以上3時間未満	200円
		3時間以上5時間未満	400円
		5時間以上	600円
大型自動車駐車料	1日1台1回	1時間以上3時間未満	400円
		3時間以上5時間未満	800円
		5時間以上	1,200円
回数駐車料	3,400円に相当する利用分		3,000円
	6,000円に相当する利用分		5,000円
定期駐車料	1月1台（普通自動車に限る。）		5,000円

備考 1 普通自動車及び大型自動車とは、川崎市港湾施設条例(昭和22年川崎市条例第33号)別表第2備考第1項に定めるところ(※)による。

2 1時間未満の駐車場の利用料は、無料とする。

※ 普通自動車 幅2.1メートル未満かつ長さ5.4メートル未満
 大型自動車 幅2.1メートル以上又は長さ5.4メートル以上

7. 港湾福利厚生施設使用料

(1) 川崎海員会館 TEL 044(233)5896 FAX044(244)8881

施設運営者：(一財)日本船員厚生協会

所在地：川崎市川崎区大島2丁目11番5号

ア 宿泊料

区分	本館	新館	備考
1室使用料	1人	4,610円～	本館 宿泊室28室 (和室6畳)
	2人	8,140円～	
	3人	9,960円～	新館 宿泊室7室 (和室8畳+2畳) (広縁付)

イ 食事料

朝食	650円	夕食	1,250円
----	------	----	--------

ウ 駐車料

1泊	900円
----	------

備考： 宿泊料及び夕食料金を当日15時以降キャンセルした場合は、原則として100%徴収する。

(2) 川崎港湾労働者桜本寮 TEL 044(288)5915

施設運営者：一般財団法人 川崎港湾福利厚生協会

所在地：川崎市川崎区桜本一丁目2番29号

ア 寮費

1室 1か月	27,600円
--------	---------

(3) 川崎港湾福利厚生協会桜本センター TEL 044(288)5915

施設運営者：一般財団法人 川崎港湾福利厚生協会

所在地：川崎市川崎区桜本一丁目2番29号

ア 会議室使用料

7,700円/回

(4) 川崎港湾福利厚生協会千鳥センター TEL 044(266)3324

施設運営者：一般財団法人 川崎港湾福利厚生協会

所在地：川崎市川崎区千鳥町20番2号

ア 会議室使用料

1,100円/回

(5) 川崎港湾福利厚生協会東扇島センター（マリンプラザ） TEL 044(287)0024

施設運営者：一般財団法人 川崎港湾福利厚生協会

所在地：川崎市川崎区東扇島78番地1

ア 会議室使用料

3,300円/回